

## 大学病院情報マネジメント部門連絡会議規約

(名称)

第一条 本会議は、大学病院情報マネジメント部門連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第二条 連絡会議は、医療の遂行に関する情報基盤の整備および医療情報の管理と運用が、医療機関の機能、医療資源の効率的利用、地域の医療環境を向上するに不可欠であることを鑑み、関係職域が連携して医療情報に関わる諸課題を研究討議し、全国的規模での実務的な問題解決を図り、我国の医療の質向上を図ることを目的とする。

(構成)

第三条 連絡会議は大学病院医療情報・企画関連部長会（以下、部長会）の構成員が所属する組織で構成される。

(運営委員会)

第四条 部長会に運営委員会を置く。

2. 運営委員会の委員長および副委員長は次回、次々回の連絡会議開催機関の構成員から部長会で選定する。副委員長は次期委員長となる者として選定する。
3. 委員長ならびに副委員長の任期は、担当する前年度の全国大会終了後はじめて開催される運営委員会終了後から、担当する全国大会終了後はじめて開催される運営委員会までとする。
4. 委員長は、部長会から運営委員を複数名、指名する。また、委員長は必要に応じて連絡会議代表者以外の者を運営委員に加えることができる。
5. 運営委員の任期は、委員長より指名を受けた日から、担当する全国大会終了後はじめて開催される運営委員会までとする。
6. 委員長が職務を遂行できない事情のあるときは、あらかじめ委員長が指名した者が代行する。
7. 委員長の指名により、運営委員会に事務を置くことができる。
8. 運営委員会の会議は委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席(委任状を含む)により成立する。
  - (2) 出席者の過半数をもって議決とする。
  - (3) 運営委員会に代理者の出席を認めるが議決権は有しない。
  - (4) Web 会議システム・電子メール等の手段をもって会議とすることができる。
9. 運営委員会は、次の事項を処理する。
  - (1) 全国大会の企画、開催および評価に関する事項
  - (2) その他、規約の改廃と運用に関する事項、連絡会議の目的を達成するにあたって必要な事項
  - (3) その他の事項の部長会への発議
10. 委員長は必要に応じて運営委員以外のものを運営委員会会議に招請できる。
11. 委員長は、任期終了時に連絡会議の関係書類を副委員長に引き継ぐ。ただし、全国大会終了後に取りまとめる会計書類等は、当該年度終了時まで引き継ぎを保留できる。

(全国大会)

第五条 全国大会は、部長会の議を経て決定した開催機関が主催する。名称は大学病院情報マネジメント部門連絡会議に開催年度を付したものとする。

2. 全国大会の構成は次のとおりとする。
  - (1) 諸会議：運営委員会が企画した会議および連絡会議と関連の深い諸会議を行う。
  - (2) その他：運営委員会が重要と定めたテーマについて、分科会、シンポジウムおよび個別研究成果・事例報告会などを行う。
  - (3) 諸会議、分科会については、運営委員会の議により常設とすることができる。
3. 連絡会議を構成する機関の職員および連絡会議の目的を達成することに同意する者は全国大会に参加することができる。ただし、一部の諸会議については出席者に制約を設けることができる。
4. 運営委員会委員長は全国大会の円滑な運営のために、開催機関の職員を中心とした大会事務局を設置する。
5. 開催機関は、全国大会の運営に必要な事前の準備や広報、経理、当日の運営、事後処理の一切を行う。
6. 諸会議、分科会およびシンポジウムなどの参加者名簿、諸記録は、必要に応じて開催機関がまとめ、事務局が管理する。

(全国大会開催の経費)

第六条 全国大会の開催機関は出席者から会費を徴収することができる。

2. 開催目的に賛同した個人、団体および企業から賛助を受けることができる。
3. 全国大会の開催に必要な経費にあつては、概算および収支について開催機関における監査を受け、部長会に報告するものとする。

(その他)

第七条 その他、連絡会議の運営に必要な事項は、部長会の議を経て別に定めることができる。

附 則

1. 平成 18 年 4 月 1 日施行「常置委員会委員の選任等に関する運用取り決め」は廃止する。
2. 平成 23 年 2 月 4 日施行「大学病院情報マネジメント部門連絡会議規約」を一部改訂した。
3. 令和 5 年 11 月 23 日 大学病院情報マネジメント部門連絡会議は部長会が主催する位置づけとし、それに伴い規約を一部改訂し、即時実施する。